

大阪市議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

平成28年3月29日

大阪市会議長 東 貴之様

提出者

改 発 康 秀	辻 淳 子	大 内 啓 治
岡 崎 太	杉 村 幸太郎	角 谷 庄 一
飯 田 哲 史	竹 下 隆	奥 野 康 俊
片 山 一 歩	伊 藤 良 夏	市 位 謙 太
今 井 アツシ	美 延 映 夫	木 下 誠
広 田 和 美	井 戸 正 利	田 辺 信 広
出 雲 輝 英	丹 野 壮 治	ホンダ リ エ
大 橋 一 隆	梅 園 周	守 島 正
藤 田 あきら	上 田 智 隆	不 破 忠 幸
徳 田 勝	金 子 恵 美	高 見 亮
佐々木 り え	藤 岡 寛 和	杉 山 幹 人
宮 脇 希	岡 田 妥 知	

(別 紙)

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年大阪市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(報 酬)

第2条 報酬は、次のとおりとする。

議 長 月額 882,000 円

副 議 長 月額 784,000 円

議 員 月額 714,000 円

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

市会議員の報酬の額を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抄）

(報 酬)

第2条 報酬は、次のとおりとする。

議 長 月額 1,080,000 円

882,000 円

副 議 長 月額 960,000 円

784,000 円

議 員 月額 880,000 円

714,000 円